

湧別町分別収集計画

第 1 0 期分別収集計画

紋 別 郡 湧 別 町

目 次

1.	計画策定の意義	1
2.	基本的方向	1
3.	計画期間	1
4.	対象品目	1
5.	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6.	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項	2
7.	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	3
8.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量飲み込み再資源化の方法	4
9.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項 に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10.	分別収集を実施する者に関する基本的事項	7
11.	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	8
12.	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	8

1. 計画策定の意義

令和4年に策定された「第3期湧別町総合計画」の中で示された「安全・安心で快適に暮らし続けられるまちづくり」を推進するためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。

そのためには、町民・事業者・行政がそれぞれの立場を理解し、その担うべき役割を明確にしていくことが重要です。

本町の最終処分場は、不燃ごみ及び粗大ごみを処理し、可燃ごみについては、遠軽地区広域組合が運営している焼却施設で減量に努めているところです。

現在の最終処分場の延命化を図るうえにおいて、排出されるごみの減量化や再資源化の問題は、本町において最も重要な課題となっています。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化等の促進に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進、最終処分量の削減を図る目的で町民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものです。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示します。

- ・ごみの排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・全ての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減
- ・町民参加によるリサイクル運動の推進

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直すものとします。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、アルミ缶、スチール缶、無色ビン、茶色ビン、その他のビン、紙パック、ペットボトル、その他のプラスチック、段ボール、その他の紙製容器包装を対象とします。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

項 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	316 t	309 t	303 t	296 t	290 t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出を抑制するため、以下の方策を実施します。

実施にあたっては、効果的な排出抑制が図られるように町民、事業者、町の三者が一体となって、相互に連携をとりながら進めていきます。

（1）町民の役割

①ライフスタイルの見直し

- ・ごみ問題を意識した商品の購買
- ・ものを大切に作る心がけ
- ・不用品の有効利用

②ごみ減量化・リサイクルに適した商品の購入

- ・使い捨て商品の使用自粛
- ・再生品の利用拡大
- ・エコマーク商品等の利用

③簡易包装に対する協力

- ・簡素な包装の商品の選択
- ・買い物袋などの持参

（2）事業者の役割

①流通販売段階での簡易包装の使用

- ・リサイクルしやすい包装資材の使用
- ・簡易包装の推進

②リサイクル型商品や再生品の普及

- ・減量化やリサイクルに適した商品の積極的な取扱い
- ・リサイクル型商品や再生品の積極的なPR

③事業活動に伴うごみの減量化、再資源化の促進

（3）町の役割

①周知活動の実施

- ・ごみ減量化やリサイクルについての情報を町ホームページや町広報誌に掲載し町民及び町内事業者へ周知を図る。
- ・遠軽地区広域組合リサイクルセンターを活用した啓発活動

②ごみ管理の指導

- ・ごみと容器包装廃棄物の分別の徹底
- ・減量化、リサイクル推進体制の充実

③資源ごみ集団回収の促進

- ・集団回収団体への支援の継続

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定め、収集する分別の区分を下表右欄のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	空き缶
主としてアルミ製の容器	
主として ガラス製 の容器 { 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装
主として段ボール製の容器包装	段ボール
紙パック・段ボール以外の紙製容器包装	紙パック・段ボール以外の紙製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）再資源化の方法

	令和5年		令和6年		令和7年		令和8年		令和9年	
主としてスチール製の容器	15.2t		14.9t		14.6t		14.3t		14.0t	
主としてアルミ製の容器	25.9t		25.3t		24.8t		24.3t		23.8t	
無色のガラス製容器	(合計) 18.2t		(合計) 17.8t		(合計) 17.5t		(合計) 17.1t		(合計) 16.7t	
	(引渡) 18.2t	(独自処理) 0.0t	(引渡) 17.8t	(独自処理) 0.0t	(引渡) 17.5t	(独自処理) 0.0t	(引渡) 17.1t	(独自処理) 0.0t	(引渡) 16.7t	(独自処理) 0.0t
茶色のガラス製容器	(合計) 21.9t		(合計) 21.4t		(合計) 21.0t		(合計) 20.5t		(合計) 20.1t	
	(引渡) 21.9t	(独自処理) 0.0t	(引渡) 21.4t	(独自処理) 0.0t	(引渡) 21.0t	(独自処理) 0.0t	(引渡) 20.5t	(独自処理) 0.0t	(引渡) 20.1t	(独自処理) 0.0t
その他のガラス製容器	(合計) 10.3t		(合計) 10.0t		(合計) 9.8t		(合計) 9.6t		(合計) 9.4t	
	(引渡) 10.3t	(独自処理) 0.0t	(引渡) 10.0t	(独自処理) 0.0t	(引渡) 9.8t	(独自処理) 0.0t	(引渡) 9.6t	(独自処理) 0.0t	(引渡) 9.4t	(独自処理) 0.0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1.2t		1.2t		1.2t		1.2t		1.1t	
主として段ボール製の容器	70.1t		68.6t		67.2t		65.8t		64.4t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 63.2t		(合計) 61.9t		(合計) 60.6t		(合計) 59.3t		(合計) 58.1t	
	(引渡) 0.0t	(独自処理) 63.2t	(引渡) 0.0t	(独自処理) 61.9t	(引渡) 0.0t	(独自処理) 60.6t	(引渡) 0.0t	(独自処理) 59.3t	(引渡) 0.0t	(独自処理) 58.1t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 36.8t		(合計) 36.0t		(合計) 35.3t		(合計) 34.5t		(合計) 33.8t	
	(引渡) 36.8t	(独自処理) 0.0t	(引渡) 36.0t	(独自処理) 0.0t	(引渡) 35.3t	(独自処理) 0.0t	(引渡) 34.5t	(独自処理) 0.0t	(引渡) 33.8t	(独自処理) 0.0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 52.9t		(合計) 51.8t		(合計) 50.7t		(合計) 49.7t		(合計) 48.6t	
	(引渡) 52.9t	(独自処理) 0.0t	(引渡) 51.8t	(独自処理) 0.0t	(引渡) 50.7t	(独自処理) 0.0t	(引渡) 49.7t	(独自処理) 0.0t	(引渡) 48.6t	(独自処理) 0.0t
(うち白色トレイ)	(合計) 0.0t		(合計) 0.0t		(合計) 0.0t		(合計) 0.0t		(合計) 0.0t	
	(引渡) 0.0t	(独自処理) 0.0t	(引渡) 0.0t	(独自処理) 0.0t	(引渡) 0.0t	(独自処理) 0.0t	(引渡) 0.0t	(独自処理) 0.0t	(引渡) 0.0t	(独自処理) 0.0t

○特定分別基準適合物

品 目	再資源化実施者	再資源化実施者が指定法人以外の場合の再資源化方法
無色ガラス	指定法人	
茶色ガラス		
その他ガラス		
ペットボトル		
その他の紙製容器包装	指定法人及び近隣の古紙回収業者	道内の再生業者へ売却
その他のプラスチック製容器包装	指定法人及び再生業者	海外で再利用（白色トレイのみ）

○第2条6項物

品 目	再資源化の方法等
スチール製容器	近隣の金属回収業者へ売却
アルミ製容器	
飲料用紙製容器包装	町内NP0法人へ無償譲渡
段ボール	近隣の古紙回収業者へ売却

基本的事項（収集対象範囲）

○分別収集を実施する地域的範囲

品 名	分別収集実施者	分別収集範囲
スチール製容器	町	町内全域
アルミ製容器		
無色のガラス製容器		
茶色のガラス製容器		
その他のガラス製容器		
ペットボトル		
飲料用紙製容器包装		
段ボール		
その他の紙製容器包装		
その他のプラスチック製容器包装		

○分別収集を実施する事業所の範囲

品 名	分別収集実施者	分別収集範囲
スチール製容器	町	町内全域 (住民と同様)
アルミ製容器		
無色のガラス製容器		
茶色のガラス製容器		
その他のガラス製容器		
ペットボトル		
飲料用紙製容器包装		
段ボール		
その他の紙製容器包装		
その他のプラスチック製容器包装		

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み

$$= \text{年間総排出量} \times (\text{直近年度(令和3年度)の分別基準適合物等の収集実績} \div \text{直近年度(令和3年度)の総排出量})$$

また、年間総排出量は、人口変動率を過去5カ年の平均減少率にて算出する。

$$= \text{直近の年間総排出量} \times \text{人口変動率}$$

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
8,038 人 (対前年度比) 97.91%	7,870 人 (対前年度比) 97.91%	7,706 人 (対前年度比) 97.91%	7,545 人 (対前年度比) 97.91%	7,388 人 (対前年度比) 97.91%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、選別・保管については、平成11年度に設置した遠軽地区広域組合リサイクルセンター及び委託業者で行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶類	委託業者による 指定日回収	広域組合リサイクルセンター
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類		
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙製容器包装		委託業者
	段ボール			
	その他の紙製容器包装			
プラスチック	ペットボトル	プラスチック製容器包装		広域組合リサイクルセンター
	その他のプラスチック製容器包装			

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集した容器包装廃棄物については、広域組合リサイクルセンター及び委託業者で分別、圧縮、保管の業務を共同で行う。

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
金属	スチール製容器	缶類	指定袋	平ボディトラック	広域組合リサイクルセンター
	アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器	びん類			
	茶色のガラス製容器				
	その他のガラス製容器				
紙類	飲料用紙製容器	紙製容器包装		紐で束ねる	ライトバン
	段ボール				
	他の紙製容器包装				
プラスチック	ペットボトル	プラスチック製容器包装	指定袋	平ボディトラック	広域組合リサイクルセンター
	その他のプラスチック製容器包装				

12. その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

（法第8条第2項第7号）

分別収集計画が実効あるものとするために、次の取り組みを進める。

- （1）町民や事業者のリサイクルに対する意識の高揚を図るため、リサイクルに関する情報を、町広報誌に繰り返し掲載し協力を呼びかける。
- （2）事業者が行なう容器包装の自主的な回収と資源化を推進するため、協力して啓発を行う。